

1. 幼稚園の預かり保育のみを利用した場合の支給額算出

【算出方法】

- ①日額450円×預かり保育利用日数で算出した金額と11,300円を比較し、低い額を支給上限額とする。
- ②①と利用者が実際に支払った金額を比較し、低い金額が支給額となる。

【算出例】

例：幼稚園の預かり保育を5月に10日利用し、幼稚園に6,000円を支払った場合

- (①より) $450 \text{円} \times 10 \text{日} = 4,500 \text{円}$ と11,300円を比較し、低い方の4,500円が5月分の支給上限額
- (②より) 4,500円と支払った6,000円を比較し、低い方の4,500円が5月分の支給額となる。

2. 幼稚園の預かり保育と認可外保育施設を利用した場合の支給額算出

【算出方法】

- ①日額450円×預かり保育利用日数で算出した金額と11,300円を比較し、低い額を支給上限額とする。
- ②①と利用者が実際に支払った金額を比較し、低い金額が支給額となる。
- ③11,300円と②の差額と認可外保育施設等の利用料を比較し、低い金額を②の支給額に上乗せする。

【算出例】

例：幼稚園の預かり保育を5月に10日利用し、幼稚園に6,000円を支払い、

さらに認可外保育施設を利用し、施設に10,000円を支払った場合

- (①より) $450 \text{円} \times 10 \text{日} = 4,500 \text{円}$ と11,300円を比較し、低い方の4,500円が5月分の支給上限額
- (②より) 4,500円と支払った6,000円を比較し、低い方の4,500円が5月分の支給額
- (③より) $11,300 \text{円} - 4,500 \text{円} = 6,800 \text{円}$ と10,000円を比較し、低い方の6,800円を上乗せし、
5月の支給額は $4,500 \text{円} + 6,800 \text{円} = \underline{11,300 \text{円}}$ となる。

◆幼稚園の提供する預かり保育量が一定水準未満の場合のみ適用

※新3号認定児童は上記すべての11,300円を16,300円に読み替えます。